

# 東京の魅力発信プロジェクト

～よくある質問～



2023/8/10 版

## ●申請について

Q 1	既存のイベントでの申請は可能でしょうか。
A 1	可能です。 ただし、応募にあたっては、別紙 1「過去 3 年間の採択実績について」を参照の上、当プロジェクトにおいて過去 3 年間に実施したイベント等と視点が異なる事業内容、訴求ターゲットとなるようご注意ください。
Q 2	大きなイベントの一部を申請することは可能でしょうか。
A 2	可能です。
Q 3	イベントの主催者ではなく、企画運営会社が応募することも可能でしょうか。
A 3	可能ですが、必ず事前に主催者にご調整いただき、同意を得てからご応募いただくようご注意ください。
Q 4	他事業者と共同して提案することは可能でしょうか。
A 4	可能です。 応募申請書（様式 1）等に代表提案者、共同提案者が分かるよう記載してください。また、組織・体制図（様式 4）にて、ご関係を明確にお示ください。
Q 5	1 応募主体につき、いくつまで応募が可能でしょうか。
A 5	同一年度内において 2 提案を上限とします。 これは、代表提案者としての提案と共同提案者としての提案を合わせた数とします。 仮に追加の募集があった場合、第 1 回目の募集で既に上限数を提案されていた際は、新たに応募することはできませんのでご注意ください。

Q 6	東京ブランド「アイコン」利用者登録について、提出書類の提出時に、登録を完了させる必要がありますか。
A 6	利用者登録が完了していなくとも、「申請中」のステータスであることが確認できる場合は、差し支えございません。こちらは、代表提案者だけでなく、共同提案者も同様の取り扱いとなります。 申請から登録結果の通知までは約 7～10 営業日を要するため、お早めにご申請いただきますようお願いいたします。

Q 7	応募の提出書類全てに、押印は必要でしょうか。
A 7	押印は 1 部（原本）で差し支えございません。 （残りの印刷物に押印する必要はございません。）

## ● 拠出金額について

Q 8	拠出金額をイベント等実施前にいただくことは可能でしょうか。
A 8	実施前の支払いは行っておりません。 イベント終了後、完了報告の提出物（実施完了届、実施報告書、収支報告書等）をご提出いただきます。東京観光財団の承認後、東京観光財団宛の請求書を発行いただき、代表提案者へ一括で支払います。

Q 9	収支予定書に記載した拠出対象額で、拠出金額は確定しますか。
A 9	確定しません。 事業完了後、完了報告の提出物をご提出いただきます。東京観光財団の精査を受けた後、収支予定書（様式 3）と収支報告書（様式 7）の総支出額を比較の上、金額が少ない方を算定の基準とし、募集要項 8（4）のとおり拠出金額の確定を行います。

Q 10	人件費を対象経費に含めることは可能でしょうか。
A 10	当プロジェクトの実施有無に関わらず、応募主体が恒常的に雇用しているスタッフ（社員、アルバイト等）の人件費は対象外となります。 当プロジェクトの実施等を委託契約等により外注して実施する場合等、当プロジェクトの実施に係る人件費については、必要性が認められる場合に限り、対象となる場合がございますので、採択後ご相談ください。

Q 11	イベント等実施する際、企業等による協賛金や、入場料収入を得ることは可能でしょうか。
A 11	可能です。 収支予定書（様式 3）に詳細を記載ください。

Q 12	企業等による協賛金や、入場料収入等、収入がある場合は、拠出金額はどのようになりますか。
A 12	事業実施後、収支報告書（様式 7）をご提出いただきます。 収支報告書「その他収入の部」と拠出金額の合計が拠出対象額を上回る場合は、超過分を拠出金額より差し引きます。  例）事業規模 C（都の拠出割合：2分の1、拠出上限額：20,000 千円） ● <u>拠出対象額 30,000 千円、収入 20,000 千円がある場合</u> 拠出対象額の2分の1の額（15,000 千円）を拠出金額とします。 ただし、「その他収入の部」（20,000 千円）と拠出金額（15,000 千円）の合計（35,000 千円）が拠出対象額（30,000 千円）を上回っており、超過分（5,000 千円）を拠出金額より差し引くため、最終的な拠出金額は、 15,000 千円 - 5,000 千円 = <u>10,000 千円</u> となります。  ● <u>拠出対象額 70,000 千円、収入 64,000 千円がある場合</u> 拠出対象額の2分の1の額（35,000 千円）と拠出上限額を比較し、少ない方（20,000 千円）を拠出金額とします。 ただし、「その他収入の部」（64,000 千円）と拠出金額（20,000 千円）の合計（84,000 千円）が拠出対象額（70,000 千円）を上回っており、超過分（14,000 千円）を拠出金額より差し引くため、最終的な拠出金額は、

	<p>20,000 千円 - 14,000 千円 = <b>6,000 千円</b>となります。</p> <p>実際の拋出金額の算出にあたっては、採択枠等に応じた都の拋出割合、拋出上限額が適用されます。</p>
--	---

Q13	施設等（美術館、博物館、水族館等）を運営し、通常業務として入場料を得ている場合、収入としての記載は必要でしょうか。
A13	施設等を運営し、通常業務として入場料を得ている場合は、当プロジェクトの収入として記載する必要はございません。

Q14	イベント等の一部が当プロジェクトに採択され、イベント等全体の経費と当プロジェクトの経費を切り分けることが難しい場合、どのようにすればよろしいでしょうか。
A14	<p>イベント等全体の経費と当プロジェクトの経費を按分し、収支予定書（様式3）に按分額、備考に按分割合を記載してください。</p> <p>収入についても同様の手順で収支予定書（様式3）に記載してください。</p> <p>按分割合は以下の例により、採択後東京観光財団と協議の上、決定します。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント規模に対する専有面積の割合</li> <li>・制作物における露出面積の割合</li> <li>・イベント実施時間の割合（例：ステージイベント等）</li> </ul> <p>詳細は、採択後ご相談ください。</p>

## ●その他

Q15	今まで採択された案件は、どのようなものがありましたか。
A15	<p>過去3年間の実績については、別紙1「過去3年間の採択実績について」をご参照ください。</p> <p>また、TokyoTokyo 公式サイト内「活動レポート」も合わせてご参照ください。  <a href="https://tokyotokyo.jp/ja/action/">(https://tokyotokyo.jp/ja/action/)</a></p>

Q16	採択後、提出書類に記載した情報が変更となった場合は、どのようにすればよろしいでしょうか。
A16	内容により、別途書類をご提出いただく必要がございます。 そのような場合は、必ず事前にご相談ください。

Q17	先進的事業とは、どのようなものでしょうか。
A17	都及び東京観光財団として重視する視点を踏まえた先進的な取組みのことです。 都及び東京観光財団として重視する視点とは、以下4点です。 ① 都市（東京）への愛着や誇りの醸成 ② サステナビリティの推進 ③ 社会変化等に対応した「新しい観光」 ④ デジタル技術の活用やDXの推進

Q18	採択後、東京観光財団との協定書締結は、いつ頃となりますか。また、協定書締結後からプロジェクトの実施まで、どの程度期間があればよろしいでしょうか。
A18	協定書の締結日は、令和5年10月上旬を予定しています。 プロジェクトの実施における委託事業者等との契約は、この日以降としてください。協定書締結以前に発生した経費は、経費の対象外となりますので、ご留意ください。 また、アイコンの利用や企画の調整等に時間を要しますため、実施まで相当程度の期間（最低でも1か月以上が望ましい）を想定し、余裕を持ったスケジュールを策定してください。